

東御市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュールについて

1 介護保険事業計画とは

市町村は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とし介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（「介護保険事業計画」）を定めるものとされています。

また、この計画は、同法に基づき、老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」と一体のものとして策定し、本市における高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的な指針・方向性、取り組むべき施策について総合的に示し、本計画を基に高齢者福祉施策及び介護保険事業を展開していきます。

2 概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は「東御市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、策定にあたっては本計画とともに「東御市地域福祉計画」に内包されている、「東御市障がい者計画」、「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図ります。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

(3) 計画策定にあたって

本計画策定にあたっては、市内高齢者及び要介護者を対象としたアンケート調査、パブリックコメントの実施により、市民の意見を広く聴取し反映させます。また、東御市介護保険運営協議会において意見聴取するとともに、計画案を諮問します。

(4) スケジュール（予定）

年	月	計画策定作業	介護保険運営協議会	市議会
令和4年	11月	○高齢者等実態調査(市民へのアンケート)		
	12月			
令和5年	1月	●高齢者等実態調査集計・分析		
	2月			
	3月			全員協議会 (スケジュール説明)
	4月	○在宅生活改善調査実施(市内ケアマネジャーへのアンケート)		
	5月			
	6月			
	7月	●事業所への施設整備要望調査実施 ・認定者数、給付実績等の分析		
	8月	●第1回サービス見込量の推計	第1回会議	
	9月	●第2回サービス見込量の推計 ・施設整備の圏域内調整		
	10月			
	11月		第2回会議(市からの諮問)	
	12月	●第3回サービス見込量の推計 ・介護報酬改定案の決定(国) ○パブリックコメント実施		全員協議会(素案説明)
令和6年	1月	●介護保険料案決定 ・介護保険条例一部改正案作成	第3回会議(市への答申)	
	2月			介護保険条例一部改正案を提出
	3月	○計画概要の広報		全員協議会(計画説明)
	4月	第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)開始		